

パネル討論①

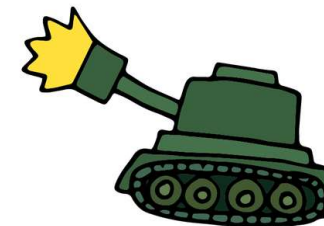
キャッチオールの現状と課題

モデレーター：石原 祐志（慶應義塾）
パネラー：蔭山 有生（KDDI株式会社）
狩野 幹人（三重大学）
古原 聡美（九州工業大学）
山越 祥子（筑波大学）

キャッチオール規制の歴史

発端

湾岸戦争（1990-91年）後、IAEA（国際原子力機関）がイラクに対し査察を実施。リスト規制に該当しない汎用品が大量破壊兵器の開発・製造に使用!!

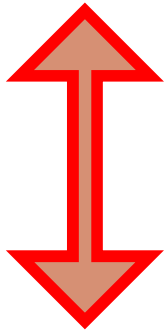


⇒ リスト規制の限界が露呈

- 1996年 補完的輸出管理制度導入
（大量破壊兵器等のスペックダウン品を規制）
- 2002年 大量破壊兵器キャッチオール規制導入
- 2008年 通常兵器キャッチオール規制導入

リスト規制とキャッチオール規制

リスト規制（該非判定）



貨物及び技術そのものを規制
輸出令別表第一 1 の項～1 5 の項 及び
外国為替令別表 1 の項～1 5 の項

キャッチオール規制（取引審査）

貨物及び技術の用途や需要者に着目した規制
輸出令別表第一 1 6 の項 及び
外国為替令別表 1 6 の項

キャッチオール規制（客観要件）

	大量破壊兵器キャッチオール規制	通常兵器キャッチオール規制
グループA	大量破壊兵器キャッチオール規制の適用なし	通常兵器キャッチオール規制の適用なし
一般国	「用途要件」、「需要者要件」を満たす場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の適用あり	通常兵器キャッチオール規制の適用なし
国連武器禁輸国	「用途要件」、「需要者要件」を満たす場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の適用あり	「用途要件」を満たす場合、通常兵器キャッチオール規制の適用あり

用途要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 ✓ 「おそれ省令」の別表行為のために用いられる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 通常器等の開発等に用いられるおそれがある場合
需要者要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 需要者が大量破壊兵器等の開発等を行っている、または行っていた場合 ✓ 経済産業省作成の外国ユーザーリストに掲載されている場合 <p>但し、「明らかガイドライン」に該当する場合を除く</p>	

キャッチオール規制の難しさ

1. 需要者について、どこまで調べれば良いのかな？
 - ・・・留学生の受け入れ・外国籍研究者の雇用
共同研究先の選定、海外出張先の選定等など

※類似案件として、研究インテグリティでは「外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較」を推奨。
2. 「貨物の設計、製造又は使用に係る技術」って範囲が広いよね？

令(=外国為替令)別表の一六の項に掲げる技術

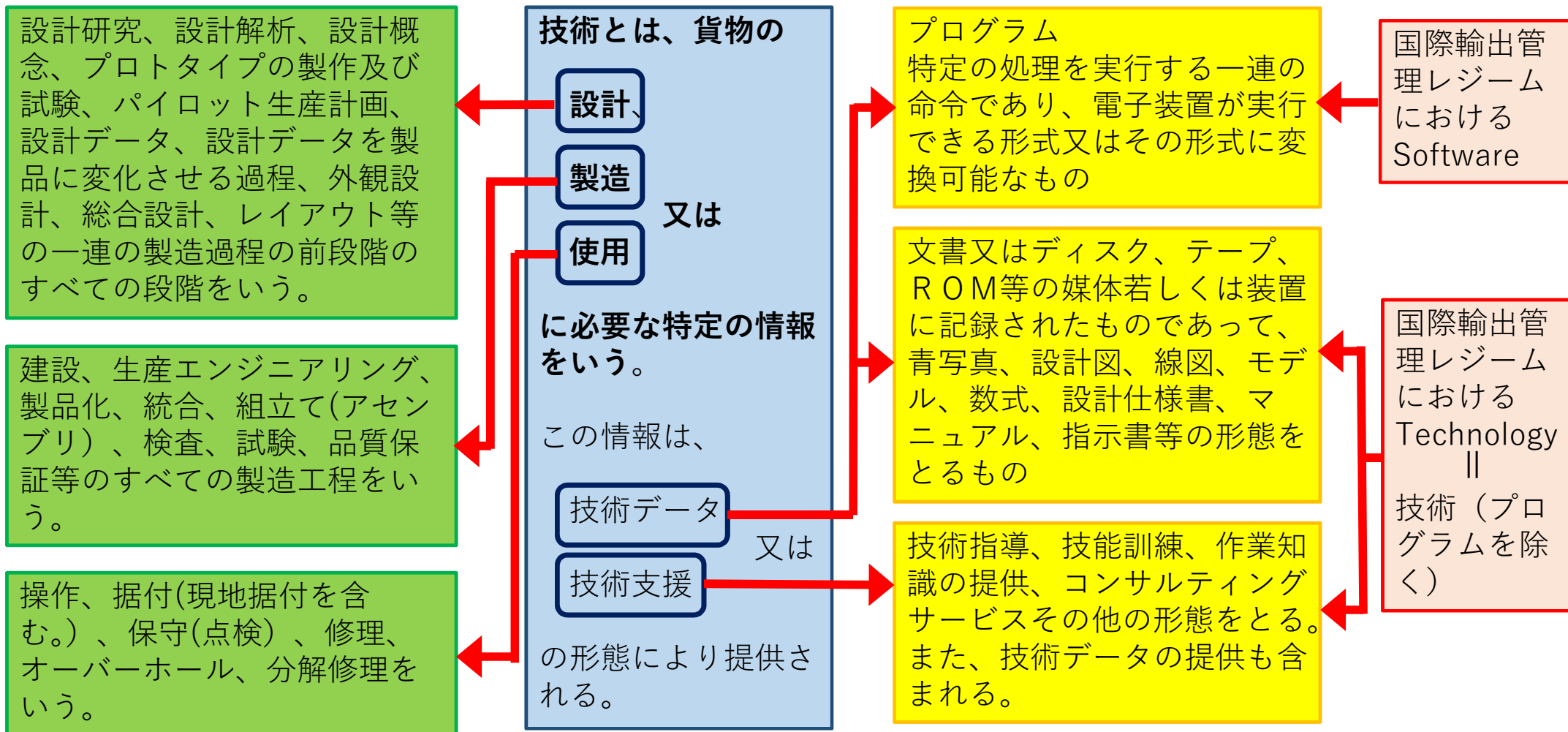
関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）

輸出貿易管理令(輸出令)別表第一の一六の項に掲げる貨物

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）

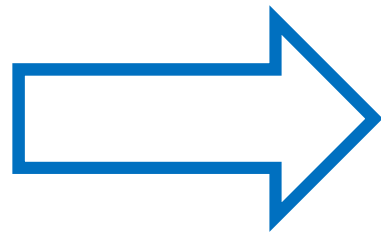
技術とは

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（役務通達）(3)用語の解釈 より



ワッセナー・アレンジメントWAの限界

- WAでの決定には、全ての参加国の決定が必要
ロシアも加盟
- WAに参加していない技術保有国の台頭
中国、グローバルサウスなど
- AIや量子などの新興技術が急速に進展しているなか
で防衛技術と民生技術の境界が曖昧化



リスト規制よりは、キャッチオール規制で対応？

もはや、軍事技術そのものの民主化

- ロシアのドローンに、日本製のカメラレンズ
- ロシアの無人機から、Raspberry Pi 通称ラズパイ
- レバノン・シリア（ヒズボラ） ポケベルに爆弾
（実際にはダミー会社）

産業構造審議会・安全保障貿易管理小委員会中間報告 におけるキャッチオール規制に関する記載

(1)補完的輸出規制の見直し

※(1)(2)は、いわゆるキャッチオール規制の見直し・活用。

- ・**汎用品・汎用技術の軍事転用可能性**の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。



①一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- ・**一般国** (グループA国以外)向けであっても、安全保障上の**懸念が高い品目に限定**して、**通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合**に適切に管理。

- ・この際、**懸念需要者や懸念取引等**に関する情報を**政府が提供**。

②グループA国経由での迂回対策

- ・補完的輸出規制の対象外の**グループA国**向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、**インフォーム**。

(2)技術管理強化のための 官民対話スキームの構築

- ・技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、**多様な経路に応じた対策が必要**。(技術は一度流出すると管理困難。)
- ・外為法の技術移転管理に関し、**官民対話を通じた新たな技術管理スキーム**を導入。

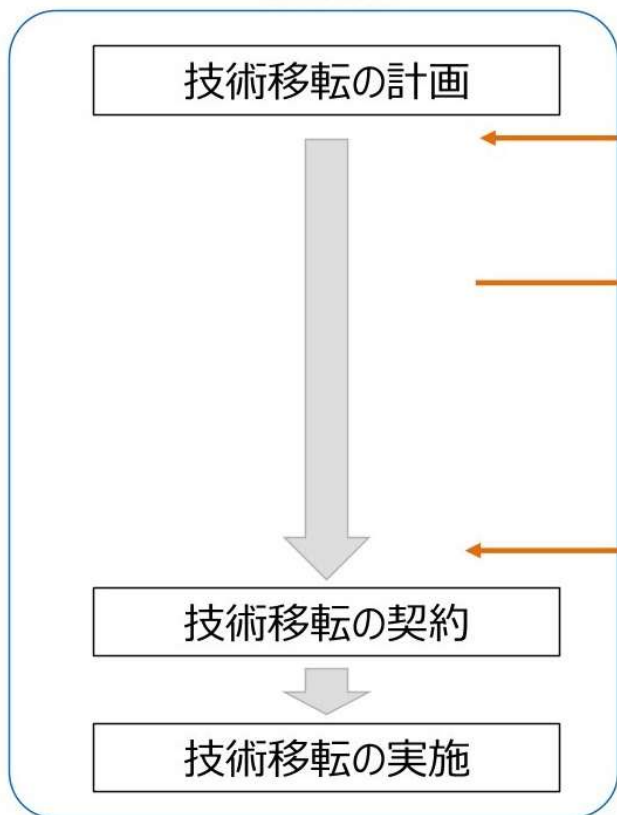


- ・技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、**政府に事前報告**。
※今回の措置は、**貨物は対象外**。
- ・適切な技術管理に向け、**政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施**。
※真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。
- ・取引時点のみならず、**時間的経過に伴う軍事転用懸念**を考慮。

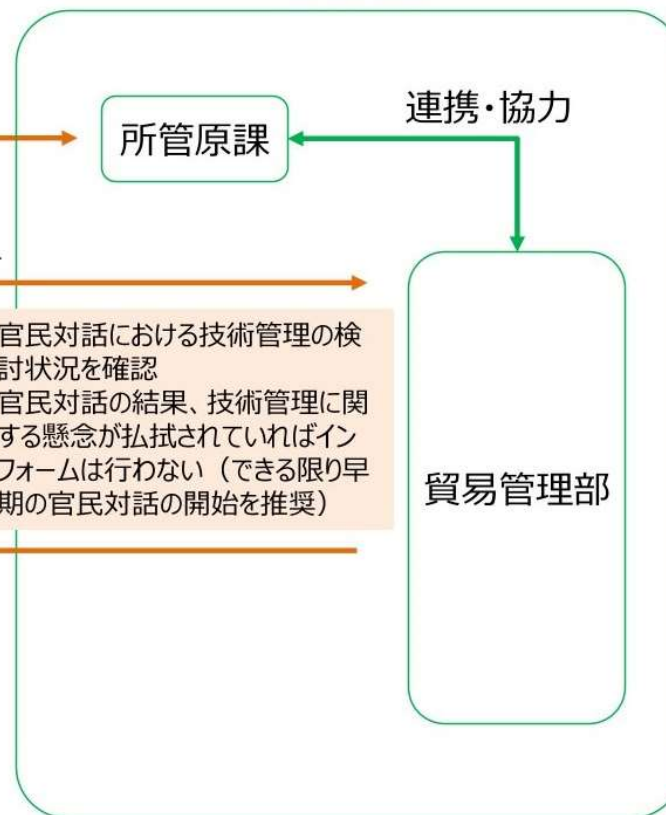
通常兵器キャッチオール規制（客観要件）

	通常兵器キャッチオール規制(現在)	通常兵器キャッチオール規制（今後）
グループA	通常兵器キャッチオール規制の適用なし	通常兵器キャッチオール規制の適用なし
一般国	通常兵器キャッチオール規制の適用なし	懸念が高い品目に限定して、「用途要件」などを満たす場合、通常兵器キャッチオール規制の適用あり
国連武器禁輸国	「用途要件」を満たす場合、通常兵器キャッチオール規制の適用あり	「用途要件」を満たす場合、通常兵器キャッチオール規制の適用あり
用途要件	✓ 通常兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合	✓ 通常兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合
その他		✓ 懸念需要者や懸念取引等に関する情報を政府が提供

事業者



経産省



官民対話
(できるだけ早期の開始が望ましい)

新制度に基づく事前報告
(契約前までの義務)

↑
原則30日以内

↓
インフォーム
(技術流出が懸念される場合
or
条件を付することが適当な場合)

- ✓ 官民対話における技術管理の検討状況を確認
- ✓ 官民対話の結果、技術管理に関する懸念が払拭されていればインフォームは行わない（できるだけ早期の官民対話の開始を推奨）



今後、増加!!

対象技術（以下の設計・製造技術）

- ①積層セラミックコンデンサ（MLCC）
- ②SAW及びBAWフィルタ
- ③電解銅箔
- ④誘電体フィルム
- ⑤チタン酸バリウム粉体
- ⑥炭素繊維
- ⑦炭化ケイ素繊維
- ⑧フォトレジスト
- ⑨非鉄金属ターゲット材
- ⑩走査型電子顕微鏡（SEM）及び透過型電子顕微鏡（TEM）

経済安全保障等との関係は・・・？

- ✓ 秘密情報(不正競争防止法)
- ✓ 経済安全保障重要技術育成プログラム(K-Program)
- ✓ 防衛装備庁・同防衛イノベーション技術研究所のR&D
- ✓ 特許非公開制度
- ✓ セキュリティ・クリアランス制度

皆様からのご質問を踏まえた
登壇者の意見交換等を整理した
資料は、EFA2024終了以降に
掲載予定です